

認知症への取組みの充実強化に関する意見書

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症高齢者数は約700万人にも達すると推計されており、認知症への取組みが急務とされている。

政府は、新オレンジプランで住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を目指している。

しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取組みが求められるところである。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法確立、ケアやサービスなど認知症に対する総合的な施策について、具体的な計画を策定することを定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）」を早期に制定すること。
 - 2 認知症に見られる不安、抑うつ、妄想など行動・心理症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなど在宅サービスの普及促進を、地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。
 - 3 自治体などの取組みについて家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの好事例（サロン設置、買物弱者への支援、成年後見人の積極的な活用等）を広く周知すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年12月14日

江東区議会議長 榎 本 雄 一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} あて